

(No.464)

ごかのお知らせ

お知らせ

環境美化運動の

実施について

(生活安全課)

環境美化運動を次のとおり実施しますので、みなさんのご協力をお願いします。

○日時 5月25日(日)

午前8時から ※小雨決行

※延期の場合は、防災行政無線

により午前7時5分に放送し、6月1日(日)に順延となります。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

平成26年度

町民税について

(町民税務課)

平成26年度の町民税(住民税)は、平成25年中の収入をもとに課税されます。

特別徴収(給与天引き)の方は、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書を送付します。また、普通徴収(各自で納付)、年金特徴(年金天引き)の方は6月中旬に税額決定・納税通知書を送付します。

なお、今年度からの10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、現行の町民税均等割に1,000円が加算されます。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

軽自動車税の納付と

減免の申請について

(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。納税通知書が届きましたら、納期限6月2日(火)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有す

る軽自動車または心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、5月26日(月)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請との併用はできませんので、ご注意ください。

○減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証
納税通知書、印鑑

※減免申請書は町民税務課④窓口にあります。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

倒産・解雇等により離職された方の国民健康保険税が軽減されます

(町民税務課)

軽減を受けるためには、次のとおり申請が必要となります。

○対象者

①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)

②雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)

として失業給付を受ける方

○申請方法

公共職業安定所(ハローワーク)で発行する雇用保険受給者証を持参のうえ、町民税務課②

窓口へ申請してください。

※離職日によって軽減される期間が異なりますので、申請の際に確認ください。なお、既に申請されている方は、新たに申請される必要はありません。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

自動車税は納期限までに納めましょう

(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者の方に課税されます。

納税通知書が届きましたら、6月2日(月)までに納めてください。納付は、金融機関、郵便局窓口のほか、コンビニでも可能です。

なお、身体障害者等の方で一定の要件を満たす場合は、申請により自動車税を減免する制度があります。減免申請の受付期間は納期限の6月2日(月)までです。ご注意ください。

詳しくは、筑西県税事務所へお尋ねください。

○お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所

収税第二課

☎0296(24)9190